



# 島根県報

平成18年 2月10日 (金)  
号外 第 4 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の規定に (地 域 政 策 課)  
基づく地方拠点都市地域の変更

## 告 示

### 島根県告示第120号

地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 (平成 4 年法律第76号) 第 5 条第 1 項の規定に基づき、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の規定に基づく地方拠点都市地域の変更 (平成 7 年島根県告示第461号) により指定した地方拠点都市地域を次の市町の区域に変更するので、同条第 2 項において準用する同法第 4 条第 4 項の規定により告示する。

平成18年 2月10日

島根県知事 澄 田 信 義

松江市、出雲市、安来市、雲南市、八束郡東出雲町、飯石郡飯南町、簸川郡斐川町

